

2020 年 12 月 28 日 全 6 頁

改正会社法施行規則 取締役の報酬等の決定方針

金融調査部 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 2020 年 11 月 27 日、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が公布された。これは 2019 年 12 月に成立した令和元年改正会社法の細目を定める法務省令である。
- この中で、(上場会社など一定の) 監査役会設置会社や、監査等委員会設置会社の取締役会が、取締役の報酬等の決定方針として定めるべき事項も規定されている。
- 具体的には、業績連動報酬等、非金銭報酬等、それ以外の報酬等（固定報酬等を含む）それぞれの決定方針や、代表取締役などへの再一任（委任）に関する事項などが盛り込まれている。併せて、事業報告における取締役の報酬等に関する開示事項も拡充されている。
- 令和元年改正会社法は、2021 年 3 月 1 日に施行される。事業報告における開示事項の拡充は、3 月決算会社の場合、2021 年 6 月定時株主総会に提出する事業報告から求められるものと考えられる。

令和元年改正会社法の細目を定める会社法施行規則の改正

2020 年 11 月 27 日、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が公布された（同日付官報号外第 246 号、法務省令第 52 号）。これは、2019 年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年改正会社法）の細目を定める法務省令である。

その内容は多岐にわたるが、本稿では、取締役の報酬等の決定方針について紹介する。

1. 取締役会が決定すべき「報酬等の決定方針」の具体的な内容

(1) 改正のポイント

令和元年改正会社法の下では、次の a. 又は b. に該当する株式会社の取締役会は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（「報酬等の決定方針」）を定めなければな

らない、とされた（令和元年改正会社法 361 条 7 項）。

a. 監査役会設置会社（公開会社（注1）、かつ、大会社（注2）であるものに限る）であって、株式について有価証券報告書の提出義務があるもの

b. 監査等委員会設置会社

（注1）定款上、譲渡制限のない株式を発行することができる株式会社のこと

（注2）資本金5億円以上、又は負債総額200億円以上の株式会社のこと

（注3）指名委員会等設置会社については、改正前から、報酬委員会が執行役及び取締役（会計参与設置会社の場合は、会計参与も）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めることが求められていた

改正後の会社法施行規則（改正会社法施行規則）において、上記 a. b. の会社の取締役会が決定すべき具体的な事項として、次のものが定められている（改正会社法施行規則 98 条の 5）。

①取締役（注1）の個人別の報酬等（②、③に該当する報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針

②取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等（注2）に係る業績指標（注3）の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

③取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等（注4）の内容及びその非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

④上記①、②、③の額の（取締役の個人別の報酬等の額に対する）割合の決定に関する方針

⑤取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

⑥取締役の個人別の報酬等の内容について、その決定の全部又は一部を、（特定の）取締役その他の第三者に委任することとするときは、次の事項

イ 委任を受ける者の氏名又はその株式会社における地位及び担当

ロ 上記イの者に委任する権限の内容

ハ 上記イの者により上記ロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

⑦取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（⑥に掲げる事項を除く）

⑧前記①～⑦のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

（注1）監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役を除く

（注2）厳密には、業績指標（（注3）参照）を基礎としてその額又は数が算定される報酬等、と定められている

（注3）利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社の業績を示す指標のこと

（注4）取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもののこと

取締役の個人別の報酬等を、大きく業績連動報酬等、非金銭報酬等、それ以外の報酬等（固定報酬等を含む）に分けて、それぞれの決定方針（①～③）に加えて、それぞれの割合の決定方針（④）を定めることが求められている。

⑤の「報酬等を与える時期又は条件」の決定方針としては、例えば、「金銭を付与する場合において、在任中に定期的に支払うか、退職慰労金等として退任後に支払うかなどの点についての方針が含まれる」（「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」（「パブコメ回答」）p. 22）と考えられる。

⑥は、例えば、取締役の個人別の報酬等の決定を、代表取締役に再一任（委任）する場合などを念頭において、委任先（イ）、その権限（ロ）、チェックの仕組みなどを設けることとしている場合には、その内容（ハ）を定めることを求めるものである。

⑧のその他の「重要な事項」としては、例えば、「一定の事由が生じた場合に取締役の報酬等を返還させることとする場合におけるその事由の決定に関する方針等」（「パブコメ回答」p. 26）、いわゆるクローバック条項等の決定方針などが想定されている。

(2) 業績連動報酬等について

業績連動報酬等の基礎となる業績指標には、いわゆる連結業績を示す指標も含むとの見解が法務省から示されている（「パブコメ回答」p. 19）。

また、昨今の ESG・SDGs への意識の高まりと企業の経営方針への反映の流れを受けて、ESG に関する指標を一つの要素として、取締役の報酬等に反映する企業も見受けられる¹。ESG に関する指標など、いわゆる非財務指標に基づいて算定される取締役の報酬等についても、ここでの業績連動報酬等に該当する場合がある、との見解も示されている（同）。

(3) 報酬諮問委員会について

コーポレートガバナンス・コードを受けて、取締役をその構成員として、任意の報酬諮問委員会を設置する上場会社（監査役会設置会社、監査等委員会設置会社）も増加している。

こうした任意の報酬諮問委員会に取締役の個人別の報酬等の決定を委任する場合には、その委員会の構成員である取締役が「委任を受ける者」に該当するものとして、前記(1)⑥の事項を定めることが想定されている（「パブコメ回答」p. 23）。

しかし、実際には、任意の報酬諮問委員会が、取締役の個人別の報酬等の決定権限の委任を受けている事例は少なく、あくまでも報酬等に関する意見の諮問を受けているにすぎない事例が多いものと思われる。このような場合には、任意の報酬諮問委員会やその構成員である取締役は、「委任を受ける者」には該当せず、前記(1)⑥の事項として定める必要はないものと考えられる（同 pp. 24-25）。

もっとも、例えば、取締役の個人別の報酬等の決定を、代表取締役に再一任（委任）した上で、

¹ 藤野大輝・赤坂誠司「[役員インセンティブ報酬拡大と開示動向～改正開示府令への対応状況～](#)」（2020年11月12日付レポート）など参照。

委任を受けた代表取締役が任意の報酬諮問委員会の見解を踏まえて決定するようなケースであれば、「権限が適切に行使されるようにするための措置」として、前記(1)⑥の事項を定めることが考えられる（同）。

(4) 「報酬等の決定方針」の対象とならないもの

（前記(1)a. 又は b. に該当する株式会社であっても）取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、そもそも「報酬等の決定方針」の決定は不要とされている（令和元年改正会社法 361 条 7 項）。

監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役についても、「報酬等の決定方針」の対象とはならない（同）。これは、そもそも監査等委員会設置会社においては、監査等委員会の独立性を確保する観点から、①監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区分して、その報酬等を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないこと、②監査等委員である取締役の個人別の報酬等が定款又は株主総会の決議で定められていない場合は、監査等委員である取締役の協議によって定めるべきことが、会社法上（361 条 2、3 項）、明記されているため、と説明されている²。言い換えれば、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役は、「（取締役）ではあるが）監査役会設置会社の監査役と同じ位置づけとなる、という趣旨であろう。

(5) 株主総会での「報酬等の決定方針」の説明について

加えて、法令上、明文の規定が設けられているわけではないが、株主総会に取締役の報酬等を定め又は改定する議案（報酬議案）が提出される場合には、これに関連して「報酬等の決定方針」の説明が求められることがあると解されている。

具体的には、株主総会に提案された報酬議案が可決されれば、その内容に基づき、「報酬等の決定方針」の決定・変更が想定されるときには、その決定・変更が想定されている「報酬等の決定方針」の内容について必要な説明が求められると解されている³。

これは、会社法上、報酬議案が株主総会に提出される場合、その株主総会においてその報酬等（令和元年改正会社法の下では、確定額の金銭報酬等を含む）を相当とする理由の説明義務が課されていること（令和元年改正会社法 361 条 4 項）を受けたものと説明されている⁴。

事業報告の開示内容に関する株主総会での報告義務、説明義務については、後述 2. を参照されたい。

² 竹林俊憲・邊英基・坂本佳隆・藺牟田泰隆・青野雅朗・若林功晃「令和元年改正会社法の解説〔Ⅲ〕」（『旬刊商事法務』No. 2224（2020 年 3 月 5 日号））p. 5、竹林俊憲『一問一答 令和元年改正会社法』（商事法務、2020 年）p. 81。

³ 竹林俊憲『一問一答 令和元年改正会社法』（商事法務、2020 年）pp. 79-80。

⁴ 竹林俊憲『一問一答 令和元年改正会社法』（商事法務、2020 年）pp. 79-80。

2. 事業報告での開示

前記 1. で決定した「報酬等の決定方針」に関して、事業報告において、次の事項を開示することが求められている（改正会社法施行規則 121 条 6 号）。指名委員会等設置会社が決定する「執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」についても同様の開示が求められる。

- イ 当該方針の決定の方法
- ロ 当該方針の内容の概要
- ハ 当該事業年度に係る取締役（注 1）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（注 2）が判断した理由

（注 1）監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役を除く。指名委員会等設置会社については、執行役等。

（注 2）指名委員会等設置会社については、報酬委員会。

加えて、「報酬等の決定方針」そのものではないが、関連して次の事項の開示も求められる（改正会社法施行規則 121 条 6 号の 2、6 号の 3）。

- ①「報酬等の決定方針」のほかにも、各会社役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、次の事項
 - a. 方針の決定の方法
 - b. その方針の内容の概要
- ②当該事業年度末時点で取締役会設置会社（注 1）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（注 2）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、次の事項
 - a. その旨
 - b. 委任を受けた者の氏名、内容の決定日におけるその株式会社における地位・担当
 - c. b の者に委任された権限の内容
 - d. b の者に c の権限を委任した理由
 - e. b の者により c の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合、その内容

（注 1）指名委員会等設置会社を除く。

（注 2）監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役を除く。

①は、例えば、「報酬等の決定方針」の対象外の会社役員（監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役、監査役会設置会社の監査役など）について、別途、方針が定められている場合に、事業報告での開示を求めるものと説明されている（「パブコメ回答」p. 37）。

②は、例えば、取締役の個人別の報酬等の決定を、代表取締役に再一任（委任）した場合に、一定の事項の開示を求めるものである。基本的に、前記(1)⑥の事項に相当するものだと考えられるが、「委任した理由」の開示が要求されている点が注目される。「委任した理由」の開示は、

「当該委任が必要であったかどうかや委任の内容が適切であったかどうか等を株主が検討するに際して有益な情報である」ことから求められる、と説明されている（「パブコメ回答」p.38）。

なお、事業報告に記載された内容については、その事業報告が提出された定時株主総会において、（その内容についての）報告義務（会社法 438 条 3 項）、（株主からの質問に対する）説明義務（会社法 314 条）が課されることとなる⁵。

3. 施行日など

「報酬等の決定方針」の決定義務は、令和元年改正会社法の主要部分とともに、2021 年 3 月 1 日から施行される（会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。特段の経過措置は設けられていないことから、施行日と同時に決定義務が生じるものと考えられる⁶。

「報酬等の決定方針」に関する事項の事業報告での開示については、「施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告・・・については、なお従前の例による」（「会社法施行規則等の一部を改正する省令」附則 2 条 11 項）とされていることから、施行日以後に期末を迎える事業年度についての定時株主総会に提出する事業報告から適用されるものと解される⁷。すなわち、3 月決算会社については、早速、2021 年 6 月定時株主総会に提出する事業報告から開示が求められるものと考えられる。

⁵ 竹林俊憲・邊英基・坂本佳隆・藺牟田泰隆・青野雅朗・若林功晃「令和元年改正会社法の解説〔Ⅲ〕」（『旬刊商事法務』No. 2224（2020 年 3 月 5 日号））p. 6。

⁶ 邊英基「令和元年改正会社法に係る法務省令案等の公表—2021 年 3 月 1 日施行への実務対応の留意点—」（森・濱田松本法律事務所 CORPORATE NEWSLETTER 2020 年 10 月号（Vol. 37））p. 3 など参照。

⁷ 「パブコメ回答」p. 59、邊英基「令和元年改正会社法に係る法務省令案等の公表—2021 年 3 月 1 日施行への実務対応の留意点—」（森・濱田松本法律事務所 CORPORATE NEWSLETTER 2020 年 10 月号（Vol. 37））p. 7 など参照。